

「第312回 判例・事例研究会」

中国企業と日本企業との契約書における裁判管轄条項の検討

日 時	令和元年9月25日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 水口 瑛介

事 例	中国企業（依頼者：売主）と日本企業（相手方：買主）との製作物供給契約の契約書において、裁判管轄をどのように規定するか。
考 察	<p>① 中国の人民法院を裁判管轄とする場合 人民法院の判断につき公平性に疑いを持っている日本企業は多く、日本企業はこの条件をのむことに抵抗あり。 また、中国の人民法院の判決は日本で執行することができない（日中間には日本の「民事訴訟法」第118条第4号が定める「相互の保証」（両国間で相手国の判決を承認するとの保証があること）がない（大阪高裁平成15年4月19日など））。 →日本企業が中国に財産を有していない場合には不適切</p> <p>② 日本の裁判所を裁判管轄とする場合 日本の裁判所の判決は中国で執行することができない（最高人民法院の判決あり）。 →中国企業が日本に財産を有していない場合には、日本企業はこの条件をのまない可能性高い。</p> <p>③ 仲裁合意をする場合 日中両国が、1958年の「外国仲裁判断の承認及び執行</p>

に関する条約」(いわゆるニューヨーク条約)に加盟している。同条約は仲裁判断の相互承認および執行を義務付けているため、仲裁判断を相互に執行することが可能。

仲裁地の候補は

- A 日本商事仲裁協会
- B 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIATAC)
- C 被告地主義
- D 第三国

があり得る。

【日本における仲裁判断の執行の流れ】

仲裁判断は、「確定した執行決定のある仲裁判断」として債務名義となる(民事執行法 22 条 6 号の 2)。

ただし、仲裁判断の執行決定を求める手続については、仲裁法 46 条により、執行決定を求める申立てを行い、決定を得ることが必要。

以上